

委員長及び副委員長の選出について

委員長及び委員は委員の互選によって定めます。

<参考>

(抜粋) 横浜市地域まちづくり推進条例施行規則

(委員長及び副委員長)

第 21 条 推進委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

部会の委員について

1 部会について

横浜市地域まちづくり推進委員会には、必要に応じ部会を置くことができ、今期も次の2つの部会を設置します。

(1) ヨコハマ市民まち普請事業部会

ヨコハマ市民まち普請事業整備提案の選考に関すること、その他選考等についての必要な事項に関することを審議する。

(2) 表彰部会

横浜・人・まち・デザイン賞地域まちづくり部門の選考に関すること、その他表彰の実施に必要な事項に関することを審議する。

2 委員の指名について

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第23条第2項に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会の委員長が指名する委員と市長が任命する専門委員で組織します。専門委員は下表に記載の方を任命しています。

(1) ヨコハマ市民まち普請事業部会

氏 名	所 属 等
(指名委員)	
國廣 純子	武蔵野美術大学建築学科教授
植松 満美子	松ヶ丘自治会会長
小川 智紀	NPO 法人 ST スポット横浜 理事長
後藤 智香子	東京都市大学准教授
肥後 貴美子	市民委員（公募）
松村 正治	特定非営利活動法人よこはま里山研究所理事長
鳥海 知恵子	市民委員（公募）

(2) 表彰部会

氏 名	所 属 等
(指名委員)	
(指名委員)	
加藤 功甫	特定非営利活動法人 Connection of the Children 代表理事
鈴木 智香子	NPO 市民セクター横浜理事長
淵元 初姫	法政大学 客員研究員